

## 第2回パラグライディングアジア選手権組織委員会規約

### 第一章 総 則

#### 第1条 (名 称)

本会は、「第二回パラグライディングアジア選手権組織委員会」（以下「組織委員会」という）と称する。

#### 第2条 (目 的)

1 組織委員会は、「第二回パラグライディングアジア選手権（以下「アジア選手権」という）」と称する催事を主催するために組織する。

2 「アジア選手権」はハング・パラグライディングの普及・振興を図るとともに、安全飛行の啓発を図りつつ、大陸選手権者を決定する。またにし阿波の皆様は航空スポーツ及びイベントに関わっていただき、この地が航空スポーツに適していることを財産にスポーツ文化・国際交流などで地域の振興に寄与する。

#### 第3条 (事 業)

1 組織委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 「アジア選手権」の主催。

(2) その他組織委員会の目的を達成するため、必要と認めるもの。

2 本会の会費は、趣旨に賛同したものからの補助金、寄付金、助成金、協賛金およびその他の収入をもって充てる。

3 事業を行うに当たり、組織委員会の趣旨に賛同したものから、後援名義使用等の無形支援を受けることができる。

## 第二章 構 成

### 第4条（構 成）

- 1 組織委員会は第2条の目的に賛同する者をもって構成する。
- 2 組織委員会に、会長、副会長、委員、監事、事務局を置く。全員を組織委員と称する。必要に応じ、名誉職として名誉会長、副名誉会長、名誉顧問を置く。
- 3 委員は、構成団体並びに協力団体の中から会長が選任する。

### 第5条（役員）

- 1 組織委員会の事業の運営上、必要な次の事項について審議し決定するため、役員会を置く。役員会は、会長、副会長、委員で構成される。
  - (1) 組織委員会の設立、解散に関する事項。
  - (2) 規約の改定、改廃に関する事項。
  - (3) 事業の推進にかかる基本方針に関する事項。
  - (4) その他組織委員会の運営に関する重要な事項。

### 第6条（役員の仕事）

- 1 会長は、組織委員会を代表し会務を統括する。
- 2 役員は、会長を補佐し会務を執行する。
- 3 監事は、組織委員の業務執行及び事業全体を監査する。

### 第7条（役員の仕事）

役員の仕事は、組織委員会の設立の日から組織委員会の解散の日までとする。

### 第三章 執行部会

#### 第8条 (定足数)

役員会は、役員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。  
但し、代理出席者および委任出席者はこれを認め、役員が出席したものと認める。

#### 第9条 (議 決)

- 1 役員会の議事は、役員（代理、委任出席者を含む）の過半数の同意をもって決定とする。
- 2 役員会の議事は、文書会議をもっておこなうことができる。ただし、文書会議では、代理及び委任は認められない。

### 第四章 組 織

#### 第10条 (事務局)

- 1 会長は組織委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局長は、会長が指名する。
- 3 事務局の運営に必要な事項は、事務局長が定める。

### 第五章 附 則

- 1 この規約に定めるものの他、組織委員会の運営上必要な事項は会長が別に定める。
- 2 この規約は、2009年4月27日から施行する。